

船舶事故調査報告書

令和4年4月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年8月28日 21時00分ごろ
発生場所	京都府京丹後市久美浜港北方沖 久美浜港西防波堤灯台から真方位015° 1.64海里付近 (概位 北緯35° 40.6′ 東経134° 54.6′)
事故の概要	プレジャーボートドルフィンⅢは、南進中、定置網に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年10月26日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ドルフィンⅢ、5トン未満（長さ10.40m）
船舶番号、船舶所有者等	251-14749京都、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラに曲損 定置網 固定ロープに切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人5人を乗せ、操舵室で立って手動操舵で操船に当たり、GPSプロッターを作動させ、久美浜港に帰港する目的で、久美浜港北方沖を約8ノットの対地速力で南進していた。</p> <p>船長は、陸岸に近づいてからGPSプロッターの画面を拡大表示すればよいと思い、久美浜港の入口に設置された久美浜港西防波堤灯台及び久美浜港南防波堤灯台の灯光を船首目標として操船中、船体に衝撃を感じて船体が停止したので周囲を確認したところ、付近に定置網（以下「本件定置網」という。）の区画北端を示す夜間標識灯が点滅しているのを初めて認め、本件定置網に乗り揚げたことを知った。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近に本件定置網があること及びGPSプロッターの画面を拡大表示させれば本件定置網が表示されることを知っており、もっと早い時期にGPSプロッターの画面を拡大表示させておけばよかったと本事故後に思った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.9m、船尾約1.4mであった。</p> <p>本件定置網区画の北端には夜間標識灯が設置されており、灯質が毎4秒1閃光、灯色が黄色であった。</p>
分析	本船は、南進中、船長が、陸岸に近づいてからGPSプロッターの画面を拡大表示すればよいと思い、船首目標の灯台の灯光を見ながら本件定置網に向かう針路で航行を続けたことから、本件定置網に接近

	していることに気付かず、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が南進中、船長が、陸岸に近づいてからGPSプロッターの画面を拡大表示すればよいと思い、船首目標の灯台の灯光を見ながら本件定置網に向かう針路で航行を続けたため、本件定置網に接近していることに気付かず、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・プレジャーボートの船長は、定置網が設置されている海域を夜間に航行する際、GPSプロッターの表示範囲を適切に調節して定置網の設置場所を確認し、定置網から十分に離れて航行すること。